

八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業 協力団体募集要項

第1章 募集の目的

八王子市（以下「市」という。）では、平成28年3月に介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行し、従来の介護保険サービスとあわせて、地域の多様な主体が実施する生活支援サービス（日常生活における多様な困りごとの支援）を、必要な方に過不足なく提供できる体制整備を行っています。

この地域主体による訪問型サービスを充実するにあたり、要介護認定を受けた方を含む65歳以上の高齢者に対する軽度な生活支援の提供や生活支援に加えて通いの場運営や介護予防の取組み等、団体の創意工夫による多様な地域活動に協力いただける団体を募集します。

第2章 事業概要

住民ボランティア等が主体となり、支援が必要な高齢者に対して軽度の生活支援を提供する団体を市が選定・登録し、運営に必要な経費にあてるための補助金（「第5章 補助金の交付等」参照）を交付します。

この補助金の交付を受け、団体が実施する事業内容は以下のとおりです。

1 介護予防・生活支援サービスの提供

（1）生活支援の提供（必須）

要支援の認定を受けている方を含む65歳以上の高齢者の自宅において、訪問型生活支援サービス（高齢者の日常生活における多様な困りごとに対する軽度な生活支援）を提供する。

※ 活動内容については、下記の「活動内容の例」を参考にしてください。

※ サービス提供団体として登録後、利用者の受け入れ等に関する流れについては、別紙「八王子市住民主体による訪問型生活支援サービス事業のサービス提供の流れについて」を参照してください。

（2）団体の創意工夫による多様な活動（任意）

生活支援の提供と連動し、地域住民の自立した生活環境の維持又は向上を図るため、地域資源を活用した通いの場の運営や介護予防の取組、地域課題の解決に向けた活動等、自らの創意工夫により多様な活動を行う。

※ 活動の具体的内容については、生活支援コーディネーター（第6章（2）参照）にご相談ください。

2 介護予防・生活支援サービス状況の報告

サービスの提供状況について、月ごと市に報告（利用回数や利用内容等）する。

3 関係機関との連携

サービスを提供したことによる効果や利用者の感想等について、市からの求めに応じて意見交換を行う。

4 助け合いコーディネーターの配置

市をはじめとする関係機関との連絡調整を行う者として、助け合いコーディネーターを1名指名し、市等が主催する会議等へ参加依頼があった場合、協力する。また、日頃より地域課題やニーズの把握に努め、団体の活動に反映させるとともに、生活支援コーディネーターと連携し、地域の課題解決に向けた取組みに協力する。

5 保険の加入

市は介護予防・生活支援サービスを安心・安全に提供又は利用できるよう、その活動を保証範囲とする保険に加入する。

参考：活動内容について

生活支援サービスの内容は、介護予防を目的とした多様な生活支援にかかる活動であることを前提に、団体が決定する。

■活動内容の例

掃除、洗濯、買い物、ゴミ出し、庭の手入れ、傾聴、電球交換、家具や電気機器の修理、パソコンや電気機器等の操作補助 等

(利用者の居宅において、日常生活上の多様な困りごとに対する様々な生活支援を広く対象とします。内容について判断に迷う場合は、問い合わせ先または生活支援コーディネーターまでご連絡ください。)

第3章 応募要件

協力団体及び団体に所属する従事者の要件は以下のとおりです。

1 団体及び従事者の要件

団体の要件	従事者の要件
要支援の認定を受けている方を含む65歳以上の高齢者に対し、訪問による生活支援サービスを提供する団体 (サービス提供を行う従事者が5名以上いること。)	有償または 無償ボランティア

※ 利用者負担の有無は問いません。(団体に決定します。)

2 研修の受講

市が実施する地域の助け合い活動応援講座を受講(応募年度内に1名以上)すること。
(詳細は協力団体に決定した際に別途お知らせします。)

第4章 応募・選定方法

1 応募スケジュール

(1) 募集要項等の周知及び配布

市ホームページ及び市役所1階20番窓口（高齢者福祉課）で本要項を配布します。

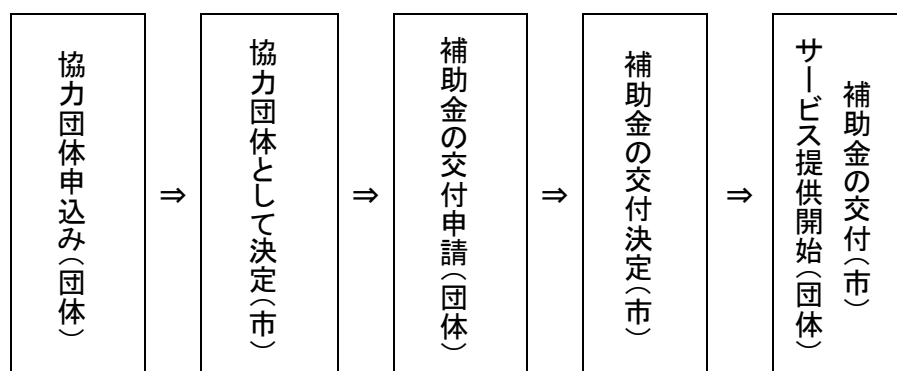
※必要に応じて生活支援コーディネーターが訪問して説明いたします。

(2) 募集期間

予定数に達するまで随時募集

(3) 補助金交付までの流れ

補助金の交付までの流れは次のとおりとなります。なお、補助金の交付にかかる申請等にかかる手続きについては、市が協力団体として決定した後、別途お知らせします。



2 応募方法

(1) 応募書類

以下のアからオの書類を全て提出してください。

ア. 参加申込書（第1号様式） … 1部

イ. 収支予算書（第2号様式） … 1部

ウ. 活動者名簿（第3号様式） … 1部

エ. 団体の会則 … 3部

オ. 団体の活動内容のチラシ等 … 3部

※ 生活支援サービスの内容や提供範囲、利用者にかかる費用などがわかるもの

カ. 令和元年度（2019年度）団体活動実績 … 3部

※ 活動実績は、提供件数やサービス内容、従事者の人数や収支等がわかる資料です。既存で作成したもので代用いただいてもかまいません。

※ 活動実績がない新規団体及び令和元年度（2019年度）に本補助金の交付を受けて活動していた団体は提出の必要はありません。

(2) 応募書類の提出

上記書類に必要事項を記入し、付属資料とあわせて、市役所1階福祉部高齢者福祉課まで直接提出してください。（郵送不可）

(3) その他留意点

提出された書類は、理由を問わず返却しません。また、書類の作成・提出に必要な費用は、応募者の負担とします。

3 選定方法

書類内容及び実施内容の聞き取り（必要な場合のみ）に基づき、市が住民主体による訪問型サービス提供団体として適していると判断する団体を選定します。

(1) 選定の視点

- ア. サービス提供にかかる予算の適正について
- イ. 提供するサービス内容の妥当性について
- ウ. 募集要項に基づく応募要件への適合について
- エ. その他、補助金の交付決定に必要な事項について

(2) 選定結果の通知

選定結果については、別途書面にて随時送付いたします。

4 選定数

選定数は、応募団体の申し込みを受け、予算の範囲内で決定します。

5 選定結果の公表

選定結果及び選定された団体の概要や活動実績等について、随時市のホームページやリーフレット等で公表いたします。

第5章 補助金の交付等

1 補助金の内容

生活支援サービスの提供にかかる運営を支援するため、「八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助要綱」に基づき、市が補助金を交付します。

【補助項目】

補助対象経費		月あたりの上限額
基準額	事務作業及び利用者のサービス調整にかかるコーディネーター等にかかる人件費（物品購入費、印刷費、交通費、光熱水費、通信費、保険料、賃借料、会場使用料、研修講師等謝礼等実施要綱第2条に定める目的のために行われる多様な生活支援に必要な経費を含む）	30,000 円/月
加算	賃借料加算 家賃（敷金・礼金含む）、コピー機、自動車等の賃借にかかる経費に応じて加算。	20,000 円/月

介護予防加算	担い手の介護予防を目的に、サービスに従事する人員の規模に応じて加算。	当該事業に従事する 65 歳以上の人員が、延べ (Ⅰ) 10 名以上の場合 10,000 円/月 (Ⅱ) 30 名以上の場合 20,000 円/月
通いの場加算	実施要綱第 3 条第 3 項及び第 7 条に定める「通いの場」を生活支援と一体的に運営する場合に加算。(年間 12 回以上開催) ただし、「八王子市ふれあい・いきいきサロン及び一般介護予防サロン支援事業支援金」の交付を受けて活動しているものを除く。	12 回/年以上開催する場合 10,000 円/月
地域課題 チャレンジ加算	上記通いの場の運営のほか、実施要綱第 7 条に定める多様な活動を行う場合に加算。 なお、詳細については市が別に定める。	10,000 円/月

※ ボランティアのサービス提供にかかる報酬及び食材料費、調理費並びに建築工事に充てることはできません。(詳細は市または生活支援コーディネーターにお問い合わせください。)

※ 加算による補助上限額は月額 50,000 円とします。

2 補助申請等の手続きの内容

(1) 補助方法

決定団体の収支予算書に基づき算定された補助申請額と、ひと月あたりの補助上限額に補助対象月を乗じた額を比較し、いずれか低い額を交付します。

なお、補助金の交付申請用紙については、選定された団体に別途配付いたします。

(2) 補助対象期間

サービス提供開始月から令和 3 年(2021 年) 3 月末までとします。

※ サービス提供開始月については、4 月を除き、原則毎月 20 日以前に応募書類の提出があった場合、翌月より開始、20 日以降に応募書類の提出があった場合は翌々月より開始とします。

(3) 補助金の支払い

選定後、別に指定する補助申請様式に必要な事項を記入の上、市に提出してください。

年度末までの費用を概算払いにより、指定する口座に補助金を交付いたします。

(4) 補助金の精算

補助対象期間終了時において、実際に事業に要した費用及び活動実績等を確定し、補助額を精算することとします。

なお、補助対象期間中、何らかの理由により事業が途中で中止となった場合においても、実施月数に応じて補助額を日割りにより精算します。

第6章 その他

(1) 普及啓発にかかる取組みへの協力

市では、地域における助け合いの活動を推進するためのシンポジウムの開催等、地域の助け合い活動に対する普及啓発の取組みを行っています。

選定された団体には、この普及啓発にかかる取組みの中で日頃の活動や運営における課題などに関する報告をお願いする場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

(2) 生活支援コーディネーターによる活動支援

市では生活支援コーディネーターを配置し、地域における様々な助け合い・支えあい活動を一緒に考え、地域のニーズの把握や必要とされる生活支援サービスを提供する仕組みづくりなどを通じ、地域活動の支援を行っています。本補助金の活用した活動を検討されている団体や補助を受けて活動する際の相談等は生活支援コーディネーターへご連絡ください。

<事務局（提出及び問合せ先）>

住所：〒192-8501

八王子市元本郷町 3-24-1（市役所本庁舎 1階 20番窓口）

八王子市 福祉部 高齢者福祉課

電話：042-620-7244 / FAX：042-624-7720

E-mail：b440400@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ：

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/001/houmon_b.html

<本補助金の活用に関する相談等>

八王子市生活支援コーディネーター

（八王子市社会福祉協議会へ業務を委託しています。）

電話：042-649-8477 / FAX：042-649-8478

「八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス」としてのサービス提供の流れ

「八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業」に登録いただいた団体には、今現在行っている活動そのままに、同様のサービスを要支援の認定を受けた方（利用者の状態に応じて）にも提供していただきます。

要支援等の認定を受けた方の中には、ケアマネジャーが作成する「ケアプラン※」の写しを持参される方がいます。

ケアプランには、その方の状態や自立に向けた目標に基づき、利用したいサービスの内容が記入されていますので、ご確認ください。

※ ケアプランとは

要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のことです。

【ケアプランでサービスを利用する方の流れ（概要）】

要支援1・2等の方でケアプランを持参する方の流れ	
1 サービス利用の申込み	ご本人（家族）が、直接団体に利用申込みを行います。 ※ 場合によって高齢者あんしん相談センターや担当ケアマネから事前に利用の連絡等があります。
↓	
2 利用提出物	利用者がケアプランを持参する場合がありますので、その方の目標や必要な支援内容等を確認します。 ※ ケアプランは確認後、本人に返却してください。
↓	
3 サービス提供開始	団体の活動範囲でサービスを提供いただきます。 ※ 利用料は団体が直接利用者に請求してください。
↓	
4 サービス提供中及び提供後	利用者の心身に気になる変化等があった場合は、高齢者あんしん相談センター等に情報提供を行います。 また、高齢者あんしん相談センター等から利用者の様子について問い合わせがあった場合は、ご対応いただきます。